

災害派遣にかかる職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和6年1月12日（金）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

令和6年能登半島地震により被災した石川県能登地方への災害支援にかかり現地自治体から環境省を通じて、本市に対して支援要請があった。

現地の状況から、当局として速やかな災害支援を行うことが必要であると判断し、石川県能登地方に対する災害支援隊の派遣を行うこととしたので、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、支援期間は、令和6年1月14日（日）から当面の間とし、令和6年1月14日（日）から先遣隊を派遣し、第1次隊派遣は1月16日（火）から1月20日（土）までを考えている。第2次隊派遣は、第1次隊派遣の状況を踏まえて判断する。

また、使用する機材は、小型プレスダンプ車4台（予備車1台を含む。）、車両整備部品搬送車1台、連絡調整車1台（先遣隊及び管理要員用）、小型四輪車1台を予定しており、支援内容については、現地の状況等により判断する必要があるため、勤務時間は先遣隊による現地での調整や気象条件などを踏まえ決定することとし、宿泊先は電気、水道等ライフラインの現況と支援場所までの交通状況を勘案し、ライフラインの北限である羽咋市内の「国立能登青少年交流の家」（石川県羽咋市柴垣町14-5-6）を予定している。

（組合側）

ただいま、局側から提案があった石川県能登地方への災害派遣にかかる勤務労働条件については、現地の状況等を踏まえ了承するが、これまで冬場の災害派遣は経験がないことから、管理監督者においては、安全配慮及び適切な休憩時間の確保に努められるよう要請しておく。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、求めておく。

（局 側）

承知した。管理監督者においては、休憩時間の取得を含め適切な勤怠管理に努めるとともに、職員の健康状態についても、十分に配慮していきたい。

以上で本日の交渉を終了する。